

平成28年4月

お客さまへ

松本市渚2丁目7番9号
松本ガス株式会社

「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」の 段階的实施に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃は、都市ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、弊社は「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」の3回目の段階的実施に伴い、このたび関東経済産業局に対し「一般ガス供給約款」および「選択約款」の変更届出をいたしました。

本改定は、石油石炭税の税率上乘せ分相当額をガス料金に反映するもので、1 m³あたり現行料金に0.19円(消費税等相当額込)を加算させていただきますので、何卒趣意ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 新料金は、平成28年5月1日以降の検針分から適用いたします。
- 1か月分のガスご使用量が28 m³のご家庭における影響額は、1か月あたり5円(消費税等相当額込)となります。(ご家庭における標準的な1ヶ月分のガス使用量を28 m³として計算しています。)

弊社は、今後も経営効率化を進めるとともに、快適な暮らしのお役に立てますよう保安の確保、安定供給、お客様サービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

- 供給約款料金(消費税等相当額込)

	適用区分	基本料金 (円/月)	旧単位料金 (円/m ³)	新単位料金 (円/m ³)
料金表A	0 ~ 26 m ³	625.32	164.99	165.18
料金表B	26 m ³ 超~524 m ³ まで	743.04	160.47	160.66
料金表C	524 m ³ 超~	2,735.64	156.67	156.86

※ 原料費調整制度に基づき、単位料金は毎月調整させていただきます。

「地球温暖化対策のための石油石炭の税率の特例」について

1. 「租税特別措置法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第16号)により、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられました。当税は地球温暖化防止の観点から、エネルギーを利用するすべての方に公平にご負担いただくことを目的としており、原油やガス、石炭などすべての化石燃料に対して課されるものです。税は石油石炭税に上乘せ課税され、税収は二酸化炭素(CO₂)排出抑制のための諸施策に活用されます。
2. 具体的には、平成24年、平成26年、平成28年の3回に分けて段階的に実施することとされています。

○ お問い合わせ先 総務部総務課
TEL 0263-25-6060 (代)